

兵庫県立大学経営研究科規程第1号

経営研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号。以下「大学院学則」という。)に基づき、兵庫県立大学大学院経営研究科(以下「本研究科」という。)の教育研究上の目的、教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第1条の2 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号)第4条に規定する専決事項として経営研究科長(以下、「研究科長」という。)が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、民間企業、公的機関の運営・管理に資する高度なマネジメント能力を備えた専門的な実務の担い手として、高い資質、職業倫理、専門的能力に加えて、幅広い見識、思考能力、判断能力、国際的視野、指導力など高度で専門的な職業能力を有する経営専門職業人の育成を目的とする。

(授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 授業科目の種別及び授業時間数等は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技等のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準をもって1単位とする。

3 各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。

(コース制)

第4条 大学院学則第2条第2項の規定による経営専門職専攻には、次のコースを置く。

(1) 昼間主コース

ビジネスイノベーションコース

(2) 土曜主コース

地域イノベーションコース

医療マネジメントコース

介護マネジメントコース

2 土曜主コースの学生は、1年次の指定する期日までに、志望するコースを学務所管課に届け出なければならない。

(課程の修了)

第5条 ビジネスイノベーションコースの修了要件は、2年以上在学し、所定の科目について45単位以上を修得することとする。

2 地域イノベーションコース、医療マネジメントコース、及び介護マネジメントコースの修了要件は、1年6か月以上在学し、所定の科目について36単位以上を修得することとする。

(履修願の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修登録を行

わなければならない。

- 2 各学年において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として 32 単位以内とする。
- 3 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 4 提出期限後の履修は原則として認められない。ただし、特別の理由があるときには当該科目担当教員の承認を得て研究科長に変更を願い出ることができる。
- 5 研究科長は、前項の変更願があったときは、教授会の意見を聴いた上で、許可することができる。
- 6 開講科目、授業時間割等が中途変更された場合はその都度、履修科目の届出の変更を認める。

(他研究科又は学部の授業科目の履修)

第 7 条 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により、他の研究科又は学部授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長又は学部長と協議しなければならない。ただし、会計研究科、経済学研究科及び経営学研究科にあっては、この限りではない。
- 3 第 1 項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(編入学)

第 8 条 他の大学院から編入学を希望する者があるときは、選考の上許可することができる。

- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が決定するものとする。
- 3 大学院学則第 19 条第 3 項に規定する本研究科に編入学を希望する者に係る入学資格は、同条第 1 項を準用する。

(他大学院学生の受入れ)

第 9 条 研究科長は、大学院学則第 14 条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願ひ出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

(転研究科)

第 10 条 研究科長は、学生が他の研究科に転科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 他の研究科の在学学生で本研究科に転科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。
- 4 前項の選考に関し、この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(単位修得の認定)

第 11 条 単位修得の認定は各授業科目担当の教員により、当該履修年度内に筆答試験によって行うことを原則とし、併せて平常の成績、報告及び出席状況等を勘案する。

- 2 筆答試験によらない場合、成績判定の方法と評価の基準をあらかじめ授業科目ごとに学生に知らせる。

(成績)

第 12 条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した授業科目の成績は、A+、A、B 及び C の評語をもって表し、その区分は、次のとおりとする。

- ア A+ (90 点以上)
 - イ A (80 点以上 90 点未満)
 - ウ B (70 点以上 80 点未満)
 - エ C (60 点以上 70 点未満)
- 2 合格した科目については、再評価しない。
 - 3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。

(中小企業診断士登録養成課程)

第 13 条 本研究科には、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 192 号）第 35 条第 1 項の規定に基づく中小企業診断士登録養成課程を置く。

- 2 中小企業診断士登録養成課程の履修等については、別に定める。

(履修方法に関する研究科規程への委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等については、経営研究科履修規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学または再入学する者については、改正後の兵庫県立大学経営研究科規程（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、改正前の兵庫県立大学経営研究科規則の規定の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、新規程の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取り扱いについては、教授会が定める。

附 則（平成 25 年 11 月 13 日改正）

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 11 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 15 日改正）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前の入学者は、実践リーダーシップⅠ、実践リーダーシップⅡを履修することができる。これらの科目の履修にあたっては、第 6 条第 2 項の規定を適用する。
- 3 平成 25 年度以前の入学者は、介護マネジメントコースの科目を履修することができる。履修にあたっては、第 6 条第 2 項の規定を適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 1 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 8 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年2月10日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。